

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、健康増進関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和5年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業事務
②事務の概要	健康増進法第19条の2に基づく健康教育、訪問指導、各種検診など市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。内容は、利用申し込みに対する事業対象者である事の確認及び受理、受診券の発行、データ管理、自己負担金の徴収、事後指導、結果管理である。 番号法においては、別表第一の76の項に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることになる。
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一の76の項 2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.情報の提供 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の102の2の項 2.情報照会 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-8700 阿波市役所 健康推進課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-6815
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 健康推進課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話 0883-36-6815

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月22日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 大木 悠子	健康推進課長 藤野 芳大	事後	
平成30年5月11日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 藤野芳大	健康推進課長 友行 仁美	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和4年2月7日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月7日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 友行 仁美	健康推進課長	事前	
令和4年2月7日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)	接続する(入手)	事前	
令和4年2月7日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(提供)	接続する(提供)	事前	
令和4年2月7日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	事前	
令和4年2月7日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76項	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一の76の項 2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務法令で定める事務及び情報を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事前	
令和4年2月7日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月7日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(なし)	1.情報の提供・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の102の2の項 2.情報照会・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の102の2の項	事前	
令和4年2月7日	IVリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	
令和4年2月7日	IVリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	(なし)	十分である	事前	
令和4年2月7日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事前	
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部 健康推進課	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	